

吸収合併に係る会社法第801条第1項に規定する書面

2023年4月3日

東京都中央区京橋一丁目7番2号
株式会社データ・アプリケーション
代表取締役社長執行役員 安原 武志

当社は、2022年12月14日付で株式会社鹿児島データ・アプリケーション（本店：鹿児島市山之口町12番14号）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社鹿児島データ・アプリケーションを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行いました。

本合併に関する、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求および新株予約権の買取請求ならびに債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 吸収合併の差止請求

消滅会社である株式会社鹿児島データ・アプリケーションは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2に基づく吸収合併をやめることの請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

消滅会社である株式会社鹿児島データ・アプリケーションは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条に基づく反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

消滅会社である株式会社鹿児島データ・アプリケーションは、新株予約権を発行していませんので、会社法第787条に基づく新株予約権買取請求について該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

消滅会社である株式会社鹿児島データ・アプリケーションは、会社法第789条第2項および第3項の規定に基づき、2023年2月1日付の官報で公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求および債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 吸収合併の差止請求

本合併は、会社法第796条第2項の簡易合併に該当するため、会社法第796条の2に基づく吸収合併をやめることの請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

本合併は、会社法第796条第2項の簡易合併に該当するため、会社法第797条に基づく反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

存続会社である当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、2023年2月1日付の官報で公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、吸収合併の効力発生日である2023年4月1日をもって、吸収合併消滅会社である株式会社鹿児島データ・アプリケーションからその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 吸収合併による変更登記をした日

2023年4月3日

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上